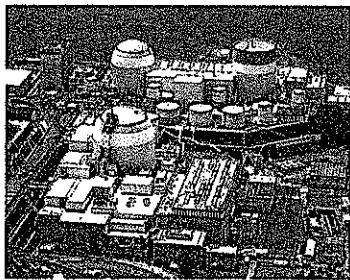


伊方原発運転差し止め



四国電力伊方原発3号機（手前）。左奥が2号機で、右奥が1号機＝7月、愛媛県伊方町、本社へりから

四国電力伊方原発

愛媛県伊方町にある四国電力唯一の原子力発電所で、加圧水型軽水炉(PWR)の1・2号機がある。東京電力福島第一原発事故後に停止。1号機(出力56・6万キロワット)は臨炉に向けて作業中で、2号機(同)は再稼働に向けた審査の申請がされていない。3号機(出力89万キロワット)は昨年8月に再稼働したが、今年10月から定期検査のため運転を停止中。東西に細長い佐田岬半島の付け根付近にあり、重大な事故時の住民避難が課題とされている。

これまでの経緯と今後予想される手続き
広島地裁 運転差し止め仮処分申し立て
を却下(2017年3月)

↓
住民側が即時抗告
18年1月までの予定で定期検査に入り、運転停止(17年10月)

↓
広島高裁 18年9月30日までの運転差し止め仮処分を決定(17年12月)

↓
四国電力が異議申し立て

↓
広島高裁 异議審
18年中にも広島地裁で運転差し止め訴訟が16年3月提起の判決?

↓
決定を維持 決定を取り消し
運転へ

↓
四国電力伊方原発
160km
松山市 大分県 愛媛県
阿蘇山

四国電力伊方原発3号機(愛媛県伊方町)をめぐり、住民が求めた運転差し止め仮処分の抗告審で、広島高裁(野々上友之裁判長)は13日、広島地裁の決定を覆し、運転を禁じる決定をした。阿蘇山(熊本県)が過去最大規模の噴火をした場合、火碎流の影響を受けないとはいえないと判断した。原発の運転を差し止めた司法判断は高裁では初めて。▼2面=リスク厳格(10面)=経営に打撃、35面=決定要旨、37面=原告歓喜

申し立てるのは広島市、松山市の住民。広島地裁では運転差し止めの訴訟も続いているおり、決定は訴訟で異議申し立てをする方針だ。

高裁は決定で、大規模地震のリスクについて、「四電の想定は不十分」とする住民側の主張を退けた。一方、伊方原発から約130キロ離れた阿蘇山など火山の影響を重視。現在の科学的知見によれば「阿蘇山の活動可能性が十分小さいかどうかを判断できる証拠はない」とし、160キロ先に到達した約9万年前の過去最大の噴火の規模を検討し

来年9月末まで高裁が初判断

「阿蘇大噴火なら影響」

その場合、四電の想定で合理だったとし、「(住民)の生命身体に対する具体的な危険が推認される」と述べた。この点で、東京電力福島第一原発事故後にできた新規制基準に適合するとした原発が不適切だったと認定。

原発と火山の位置関係をこの点で、東京電力福島第一原発事故後にできた新規制基準に適合するとした原発は、九州電力川内原発(鹿児島県薩摩川内市)や同玄海原発(

子力規制委員会の判断は不合理だったとし、「(住民)の生命身体に対する具体的な危険が推認される」と述べた。今回の決定について広島地が不適切だったと認定。原発と火山の位置関係をこの点で、東京電力福島第一原発事故後にできた新規制基準に適合するとした原発は、九州電力川内原発(鹿児島県薩摩川内市)や同玄海原発(

(佐賀県玄海町)など火山近くにある他の原発のリスクにも言及したといえ、今後の訴訟や仮処分に影響を与える可能性がある。

今回の決定について広島高裁で異議審が開かれる場合、別の裁判官による構成で審理する。(小林圭)